

雇用保険被保険者離職証明書の記入例 (雇用保険事務手続きの手引き (R4.10版) 54項について) ～疾病により引き続き30日以上賃金支払がなかった場合～

- ・⑧～⑫欄は、全く賃金支払がなかった期間分の記入は必要ありません。
- ・⑬欄には、賃金支払がなかった期間およびその日数並びに原因等を記入してください。
- ・確認資料として、医師の診断書(写)等を添付してください。

※傷病による欠勤が30日未満の場合は期間を省略することができません。
※傷病による欠勤が続き傷病期間中に離職した場合でも1段目は記入してください。⑨⑪欄は0日とし、2段目から省略してください。

例えば…

R4年1月18日～R4年9月24日まで傷病により欠勤したとき (R4年10月20日離職)

⑧被保険者期間算定対象期間		⑨ ⑧の 期間にお ける賃金 支払基礎 日数	⑩ 賃金支払い対象期間	⑪ ⑩ の基 礎日 数	⑫ 賃金額			⑬備考
① 一般被保険者	②短期 雇用特 例被保 険者				①	②	計	
離職日の翌日： 10/21								
	9/21～離職日	7日	9/21～離職日	7日	/	39,200	/	自：R4.1.18～ 至：R4.9.24の 250日間 傷病のため欠勤 賃金支払なし
R3	R4 12/21～1/20	18日	R3 R4 12/21～1/20	18日	/	100,800	/	
	11/21～12/20	20日	11/21～12/20	20日	/	112,000	/	
	10/21～11/20	17日	10/21～11/20	17日	/	95,200	/	

1段目

R4年9月25日からは賃金が発生しているので
⑧⑩欄は、9月25日が含まれる期間は記載が必要

2段目

R4.1/17までは賃金が発生しているので
⑧⑩欄は、1月17日が含まれる期間は記載が必要